

## 那覇市県費負担教職員の人事評価に関する要綱

令和4年1月27日教育長決裁

那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応要綱(平成28年7月1日教育長決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市県費負担教職員の人事評価実施規程(令和4年1月26日那覇市教育委員会訓令第1号。以下「規程」という。)第13条に基づき、必要な事項を定める。

(申出期間)

第2条 苦情の相談のうち、被評価者自らの定期評価の評価結果に関する相談の申出ができる期間は、評価結果の開示日から8日以内もしくは当該定期評価を実施した年度の2月末日のいずれか早く到来する日までとする。ただし、期間の終期が学校の休業日に当たる場合はその前日までとする。

2 前項以外の苦情の相談の申出期間は、当該評価期間とする。

3 規程第4条の申出は、当該評価期間につき1回に限るものとし、当該定期評価を実施した年度の3月5日(当該日が土曜日及び日曜日の場合は直近の金曜日)までとする。

(苦情処理委員会への申し出手続き)

第3条 規程第4条に基づく申し出を行う者は、苦情申出書(第1号様式)を苦情処理委員会事務局である学校教育課に持参して提出しなければならない。ただし、本人が持参できないことについて、やむを得ない事情がある場合は、郵送及び代理人による提出を認める。

2 苦情申出書を郵送する場合は、提出期限日の消印のあるものまでを有効とする。

(苦情処理委員会の調査等)

第4条 調査員は、原則2人で対応するものとする。

2 調査員は、苦情申出書の内容について、申出人から聴取するものとする。

3 調査員は、申出事案の評価理由について、最終評価者評価意見書(第2号様式)を求めることができる。

4 調査員は、最終評価者から申出があった場合は、1次評価者に評価者意見書を求めることができる。

(苦情処理委員会等)

第5条 委員会は、苦情申出書、評価者意見書、調査員が作成した報告書(第3号様式)等に基づき、申出事案に係る評価結果が、評価基準等に照らして適正に評価されているかどうかを判断する。

- 2 審査会は、必要に応じ、調査員に再調査をさせることができる。
- 3 処理結果は、評価結果に対する苦情処理決定通知書(第4号様式)により申出者に、同(第5号様式)により最終評価者にそれぞれ通知する。

付 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

苦情処理委員会委員長 宛

那覇市立 学校  
職名  
氏名  
連絡先

苦情申出書

定期評価の評価結果に関する苦情について、苦情相談員へ相談したが解決されなかったため、那覇市県費負担教職員の人事評価実施規程第4条に基づき申し出する。

1. 定期評価開示日： 月 日

2. 苦情申し出事項とその理由  
(役割達成評価の項目/資質能力評価の項目)

(第2号様式)

那覇市立 学校長 様

年 月 日

苦情処理委員会調査員  
氏名  
氏名  
連絡先(内線 )

最終評価者評価者意見書

年 月 日付、貴校の から定期評価に係る苦情の申し出がありましたので、下記事項について、 月 日までにご回答をお願いします。

記

1. 苦情申し出事項

2. 上記苦情事項に対する評価根拠

上記のとおり回答します。

年 月 日

那覇市立 学校 校長氏名

(第3号様式)

年 月 日

苦情処理委員会委員長 宛

調査員氏名  
氏名

### 調査報告書

那覇市県費負担教職員の人事評価実施規程第7条に基づき、調査結果を報告します。

#### 1. ヒアリング内容

(1) 申出人

(2) 評価者

(3) その他関係者

#### 2. 調査員所見

(第4号様式)

年 月 日

申出人  
那覇市立 学校  
様

苦情処理委員会  
委員長

教職員評価結果に対する苦情の審査決定通知書

年 月 日付、申し出がありましたみだしの苦情については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定内容

評価者が行った評価を妥当とする。

評価者に対し再評価の指導を行う。

※申し出の一部について再評価の指導を行う場合は、以下の事項について再評価の指導を行う。

①

②

2. 決定理由

(第5号様式)

年 月 日

評価者

那覇市立

学校長 様

苦情処理委員会  
委員長

教職員評価結果に対する苦情の審査決定通知書

年 月 日付、貴校の から申し出がありましたみだしの苦情については、  
下記のとおり決定したので通知します。

なお、再評価の場合には、年 月 日までに再評価の結果を学校教育課に提出  
し、その写しを申出者に速やかに開示してください。

記

1. 決定内容

評価者が行った評価を妥当とする。

評価者に対し再評価の指導を行う。

※申し出の一部について再評価の指導を行う場合は、以下の事項について再評価の指導  
を行う。

①

②

2. 決定理由